ASBJ

第 494 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(4)-5
日付	2023 年 1 月 17 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 193 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点への対応、及び満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に対する予想信用損失の適用について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点への対応に関する意見）

「引当における貨幣の時間価値の考慮」、「IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価の採用」及び「利率（実効金利の算定等）」に関する意見

2. 概念上、引当において貨幣の時間価値を考慮すること、及びその場合に貸付金の測定として償却原価を採用することが不可分であることは理解できる。ただし、手数料と元本を紐づけて実効金利を計算することは実務上のハードルが高いため、約定利率の使用や定額法での償却などをオプションとして認めることを議論する必要がある。

3. 国際的な比較可能性の確保を前提とした場合には、引当における貨幣の時間価値の考慮は原則として採用せざるを得ないと考える。なお、多くの事業会社で利用されている割引計算を行わない財務内容評価法による会計処理を容認規定として残すかどうかについて、ステップ 4 又はステップ 5 で議論する余地があるか確認したい。

4. 予想信用損失の測定において、貨幣の時間価値の考慮を取り入れることには同意する。ただし、一般貸倒引当金や集合的な貸倒引当金の測定において時間価値をどのように織り込むかは見積りの範疇であるため、IFRS 第 9 号第 5.5.17 項の原則を取り入れるうえでは、各金融機関における柔軟な運営が確保できるように配慮する必要がある。この点、IFRS 第 9 号 BC5.274 項は、システム対応への配慮からオープンポートフォリオに係る実効金利の近似値が許容されると述べており、これについては明記すべきである。一方、それ以外の細かい規定については、重要性に配慮したうえで明文化すべきと考える。

5. 償却原価の採用については慎重に検討する必要がある。現行の日本基準においても DCF 法が認められていることを踏まえると、貸付金の測定と引当における貨幣の時間価値の考慮を整合的なものとすべきという考えには疑義がある。

6. 仮に金融資産について償却原価を取り入れる場合には、借入金や社債といった金融負債についても同じ測定方法を採用し整合させないと、金融資産のキャッシュ・フローを金融負債にパススルーする契約等において問題が生じる可能性がある。また、金融負債についても測定を合わせる場合には、当初のプロジェクトの検討範囲を拡げることになることを懸念する。

7. ステップ 2 とステップ 4 で予想信用損失の測定に関して異なる取扱いをすることは当初から想定していたが、利息の計算方法が異なる場合には、貸付金のプライシングに有利不利が生じる可能性がある。そのため、ステップ 2 を採用する金融機関に対して実効金利法を求める場合には、ステップ 4 でも求める必要があるとの議論が出てくる可能性がある。なお、償却原価を取り入れる場合においても、ステージ 3 の信用減損金融資産の利息の取扱いについては別途検討する必要がある。

8. 現行の日本基準は、償却原価の償却方法として実効金利法を原則としたうえで定額法も認めている。定額法は、税務処理と関係するため、多くの企業で採用されていることを踏まえると、例えば、定額法は 0%で時間価値の割引計算を行っていると整理して、結果的に現行の取扱いを変えない対応も考えられるのではないか。

「条件変更及び認識の中止」に関する意見

9. 条件変更及び認識の中止について、当面の間、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないという事務局の提案に賛成する。

10. 多くの金融機関において、実質的に同一の貸付金である手形貸付をロールオーバーの都度、新たな契約として処理していることを踏まえると、この案以外に選択肢はないと考える。

11. 条件変更及び認識の中止について、当面の間、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないという事務局の提案には賛成するが、IASB が予定している IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するプロジェクトの結論が見えてきた段階で改めて検討することが考えられる。

12. 条件変更及び認識の中止に係る IFRS 第 9 号の定めを取り入れないことの理由として、IASB が条件変更をリサーチ・パイプラインに追加したことを挙げているが、同プロジェ

クトには償却原価及び実効金利法の適用方法も対象に含まれるため、理由付けについて記載する際に配慮が必要と考える。

13. 条件変更及び認識の中止について IFRS 第 9 号の定めを取り入れない場合、既存資産の消滅と新たな資産の認識を行うか又は既存資産の継続とするかに関する現行実務における取扱いは変更されないという理解でよいか確認したい。

14. 当面の間、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないという事務局の提案は、条件変更時に条件変更損益を認識するか否かという会計処理と、その前段階として金融資産の認識を中止するか否かの判定の両方を対象としているか確認したい。

15. 認識の中止の一つの類型である直接償却について、現行の日本基準の取扱いを継続する方向性か又は今後検討する予定であるかについて確認したい。

（満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に対する予想信用損失の適用に関する意見）

予想信用損失モデルを取り入れるとの事務局提案に概ね賛成する意見

16. ステップ 2 の目的を踏まえ、償却原価で測定する債券に対して、貸付金と同様の一般的なアプローチによる予想信用損失を適用するという事務局提案の方向性に賛成する。

17. 有価証券は、会計上、満期保有目的債券や保険業における責任準備金対応債券に分類されていなくても、満期まで持ち切る運用スタンスで保有される場合が多く、また、状況によって事後的に保有スタンスが変更されることもあると理解している。そのため、利用者の観点からは、満期保有目的かその他有価証券かに関わらず、金利要因による債券の時価下落に対して減損ルールを杓子定規に適用するのではなく、信用リスクに着目して減損を判断する方が妥当な取扱いであると考える。

18. 金利上昇により時価が 50%以上下落するケースは直近ではかなり見られており、50%以上の下落で機械的に減損処理を行うかどうかは実務上も議論となっている。こうした議論も踏まえると、予想信用損失モデルを適用するという方向性は理解できる。

事務局提案に必ずしも同意しない意見

19. 日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」の Q22 において、「信用リスクが高くない」ことが債券を満期保有目的に区分する適格要件として定められていることを踏まえると、現行の日本基準との連続性に鑑み満期保有目的の債券に予想信用損失モデルを適用しないことには一定の合理性が認められると考える。

20. その他有価証券に分類される債券は、現在でも時価評価を行っており、時価変動のうち予想信用損失部分を損益計算書又はその他包括利益のいずれに計上するかというテクニカルな話に帰着するとも考えられることから、あえて予想信用損失モデルを適用しなくても大きな問題は生じないのではないか。

実務負担及び簡便的な取扱い等に関する意見

21. 現行の金融機関の実務では、市場価格がある債券には内部格付けを付与していないため、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に適用した場合には、リスク管理の実務に大きな変更が求められることになり負担が大きいことが懸念される。

22. 日本国債及び政府保証債の取扱いについて、米国会計基準と同様に、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルの適用対象外とすることを明示することが実務上、望ましいと考える。

23. IFRS 第 9 号の定めを取り入れる場合には、信用力の高い債券について簡便的な取扱いを可能とするような実務負荷に配慮した取扱いも検討すべきである。

検討すべき事項に関する意見

24. 現行の日本基準では、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては、時価が著しく下落したときに回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うとしている。そのため、予想信用損失モデルを取り入れる場合には、従来どおりの減損処理を行う対象と予想信用損失モデルを適用する対象を明確に区分する必要がある。

25. 債券については、日本基準上、継続適用を条件に定額法が認められており、税法との関係から、定額法を採用している企業が多いと理解している。債券は取得差額があることが一般的であることから、定額法のない IFRS 第 9 号の定めを取り入れると、実務的には改めてデータ整備が必要になると考えられる。そのため、貸付金と債券について、定額法の取扱いも含め、基準内での整合性をどの程度確保するかについても検討する必要がある。

26. 予想信用損失モデルを適用する場合、保険会社等の金融機関であれば、時価変動をベンチマーク金利の変動とクレジット・スプレッドの変動に起因する部分に分けることは比較的容易であるが、一般事業会社が内部信用リスクモデルを開発してこれを行うことは困難と考えられる。マーケットにおけるクレジット・スプレッド等のデータを用いることが考えられるが、マーケット・データは実体からかけ離れて変動する可能性があるため、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルでは変動性に関して問題が生じる可能性がある。

27. 日本基準の減損は取得原価の切下げを伴う一方、IFRS 第 9 号は取得原価の切下げを伴わない扱いとなっているなど、現行の日本基準における「減損」と IFRS 第 9 号における「減損」という言葉には、異なるイメージがある。そのため、文案作成時には「減損」という用語の用い方についても検討して頂きたい。

その他の意見

28. 保険業における責任準備金対応債券に区分される債券の取扱いについて、ステップ 3 での議論では、満期保有目的の債券と同様に取り扱われて予想信用損失モデルの適用対象となり、ステップ 4 での議論では別途検討されるという理解でよいか確認したい。

29. 事務局資料の第 26 項の記載について、一部、説明不足で誤解を招くおそれがあるため、記載を見直す必要がある。

以　上